

## 【海江田経営会計事務所 セミナー】

# 平成30年度税制改正

～経営者として知っておくべき改正内容！～

今回の税制改正を踏まえて【企業に与える影響】や【今なすべきこと】を実務的な観点も含めて解説します。  
又、経営戦略や節税対策についても、税制との関係を分かりやすく解説します。

## セミナー講演プログラム

### 平成30年度税制改正

講師：海江田経営会計事務所 職員 下出 和人

### 法人様向けコンテンツ

#### 事業承継税制

会社を子供に継がせる時、自社株などに相続税や贈与税がかかる場合がありますが、事業承継税制を活用することで、株式にかかる相続税は80%猶予されていました。  
ところが、今回の改正ではなんと、猶予割合が100%になります！  
また、雇用確保要件が緩和されて、利用しやすくなります。

#### 所得拡大促進税制

制度を利用するための条件が大幅に変わりました。  
賃上げと設備投資を一定割合以上行うことで、賃上げ分(給与支給増加額)の15%を税額控除できます。  
さらに教育訓練費の増加条件を満たせば、20%の税額控除が可能です。

### 個人様向けコンテンツ

#### 青色申告控除額、給与所得控除、の見直し

個人事業主やフリーランスの方は青色申告の控除額が65万円と優遇されていますが、平成32年分の所得税の申告からは条件を満たさないと55万円に下がってしまいます。  
又、平成32年1月から高額所得者の方は、控除額が減額されます。

※ その他の改正事項についても、ご案内致します。

# 海江田経営会計事務所 セミナー お申込みページ

## 開催要項

開催日

4月10日(火)

午後2時～午後5時  
(受付 午後1時30分より)

会場

志布志市商工会

志布志町志布志3225-5  
TEL:099-472-1108

締切

4月6日(金)

会費

当事務所関与先様  
1社につき  
1,000円(税込)  
上記以外の方 2,000円(税込)

定員

30名

お申込みは**お電話又はFAX**で

TEL:099-472-0620

FAX:099-471-1120

■FAX 申し込み欄 (FAXでお申し込みの際はご記入の上、送信下さい)

貴社名:	参加人数:	名
ご氏名:	ご氏名:	
ご氏名:	ご氏名:	
連絡先: TEL	FAX	

〒899-7104  
鹿児島県志布志市志布志町安楽 2024-2

海江田経営会計事務所

(担当:大城)

ホームページ :kaieda.co.jp

E-mail :info@kaieda.co.jp